

## 随意契約理由書（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当）

工事名称：深日港海岸 谷川東地区 谷川港水門補修工事

谷川港水門は、深日港海岸谷川東地区に位置し、津波・高潮時に府民の安心・安全を確保するための防災施設であります。

本年 1 月 9 日の試運転時に、リミットスイッチの故障により扉体巻上装置が停止せず、ワイヤーロープに不具合が生じました。メーカーによる緊急点検（1 月 10 日）ならびに詳細点検（1 月 17 日）の結果、ワイヤーロープの損傷が激しく、現状のまま稼働させることは極めて危険な状態であり、復旧工事が必要であることが判明しました。

本工事の施工にあたっては、本不具合内容、本水門の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要であることから、本水門の設計、製作、据付を行った株式会社酒井鉄工所より事業継承した西田鉄工株式会社以外に履行できるものがないことから、同社大阪支店より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、西田鉄工株式会社大阪支店でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略するものです。